

法人住民税の概要

(1) 課税団体 都道府県及び市町村

(2) 納税義務者 都道府県及び市町村に事務所又は事業所を有する法人等

(3) 均等割(標準税率)

都道府県：資本等の金額に応じ 2万円～80万円(5段階)

市町村：資本等の金額及び従業者数に応じ 5万円～300万円(9段階)

(4) 法人税割

・課税標準 原則として法人税法等の規定によって計算した法人税額

・標準税率 都道府県： 5% (制限税率 6%)
市町村：12.3% (制限税率 14.7%)

・分割基準 2以上の都道府県又は市町村に事務所又は事業所を有する法人は、課税標準に従業者数により分割して各都道府県又は市町村に納付

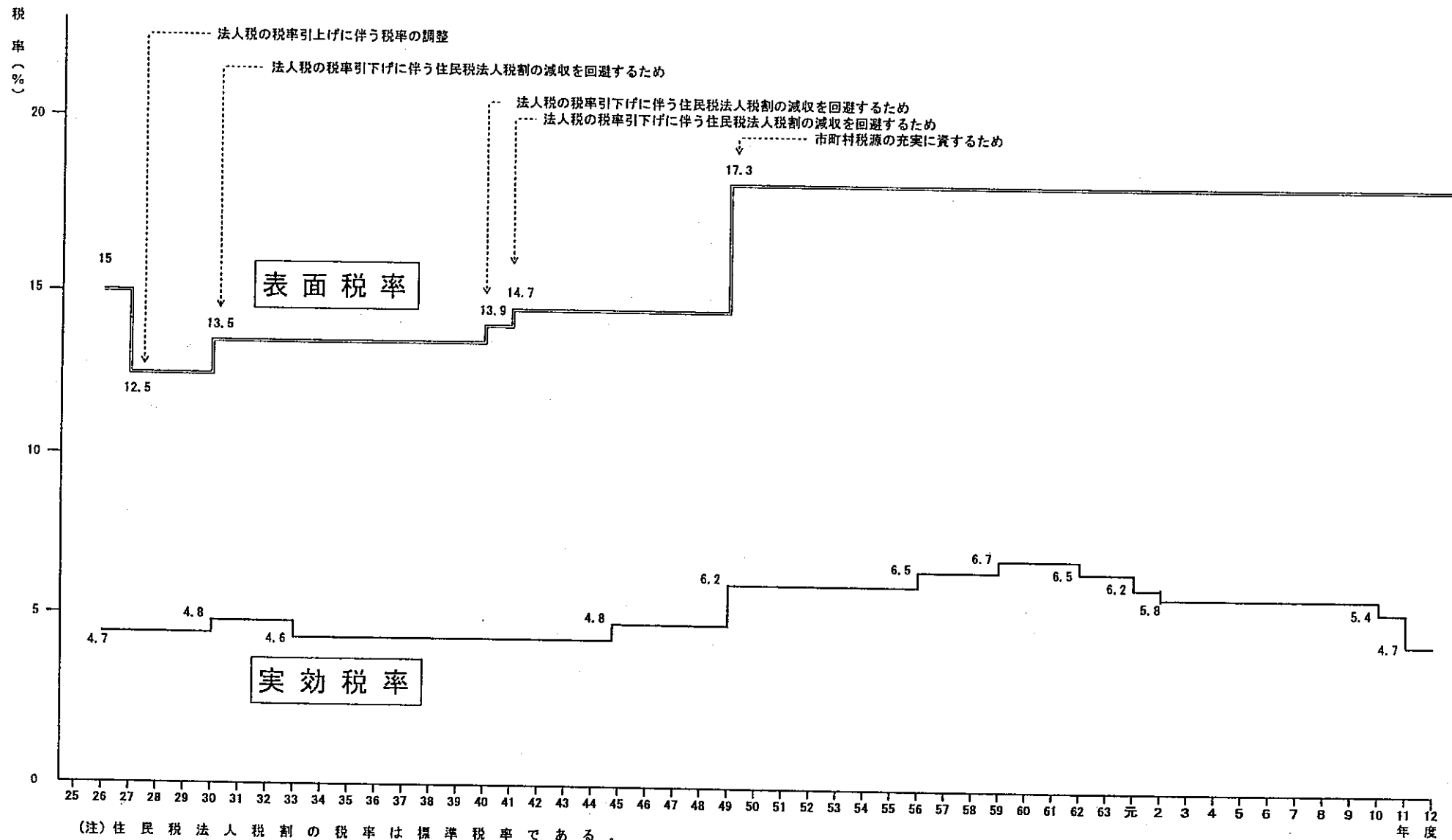
(5) 税収額

(単位：億円)

区 分	法人道府県民税(うち均等割)	法人市町村民税(うち均等割)	合 計(うち均等割)
平成10年度決算	8, 576 (1,268)	22, 915 (3,801)	31, 491 (5,069)

平成12年度地財計画額 6, 493 (1,296) 18, 025 (3,929) 24, 518 (5,225)

法人住民税法人税割の税率の推移（道府県分＋市町村分）



法人事業税の概要

- (1) 課税団体 都道府県
- (2) 納税義務者 都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人
- (3) 課税標準 各事業年度の所得及び清算所得（原則として法人税の所得計算の例により算定）
ただし、電気供給業・ガス供給業、生命保険業及び損害保険業にあっては各事業年度の
収入金額
- (4) 税率等（税率は標準税率；制限税率は標準税率の1.1倍）

標準税率	対象事業	法人区分	税率
所得及び 清算所得	法人の行う 事業で下記 以外のもの	普通法人	所得のうち 年400万円以下の金額 5% 年400万円超800万円以下の金額 7.3% 年800万円超の金額及び清算所得 9.6%
		特別法人 (協同組合等)	所得のうち 年400万円以下の金額 5% 年400万円超の金額及び清算所得 6.6%
収入金額	電気供給業、ガス供給業、 生命保険業及び損害保険業		1.3%

(注) 3以上の道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち資本の金額等が、1,000万円以上であるものについては、軽減税率の適用がない。（普通法人9.6%、特別法人6.6%）

- (5) 分割基準 2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人は、課税標準を分割基準により分割して都道府県に納付
- (6) 税収額 64,763億円（平3決算）
↓
36,528億円（平12地財計画ベース）

法 人 事 業 税 の 税 率 の 推 移

年 度 区 分	昭和 25	29	32	34	37	39	49	50	平成 10	11 (現行)
普通法人に 対する税率	12% →								11%	9.6%
軽減税率		年 50万 円以下 10%	年100万 円以下 10%	年200万 円以下 10%	年200万 円以下 9%	年300万 円以下 9%	年600万 円以下 9%	年700万 円以下 9%	年800万 円以下 8.4%	年800万 円以下 7.3%
			年 50万 円以下 8%	年100万 円以下 8%	年100万 円以下 6%	年150万 円以下 6%	年300万 円以下 6%	年350万 円以下 6%	年400万 円以下 5.6%	年400万 円以下 5%
				年 50万 円以下 7%						
特別法人に 対する税率	8% →								7.5%	6.6%
軽減税率				年 50万 円以下 7%	年100万 円以下 6%	年150万 円以下 6%	年300万 円以下 6%	年350万 円以下 6%	年400万 円以下 5.6%	年400万 円以下 5%

※ 電気供給業、ガス供給業、生命保険業、損害保険業については、課税標準が収入金額とされており、税率は1.3%（平成10年度以前は1.5%）である。

外形標準課税の検討の経緯について

昭和24年9月 シャープ使節団『日本税制報告書』（第一次シャープ勧告）

昭和25年 } 道府県税として「附加価値税」創設（昭和29年に実施されないまま廃止）
昭和26年 }

昭和39年 政府税制調査会が、事業税の外形標準課税が適当（所得以外の基準は加算法の付加価値額によることが適当）と答申

昭和43年 政府税制調査会が、事業税の外形標準課税の仮案（所得金額と加算法による付加価値額の併用案）を答申

平成8年 政府税制調査会法人課税小委員会報告（11月）
「事業税に外形標準課税を導入することは、事業に対する応益課税としての税の性格の明確化に加え、都道府県の税収の安定的確保、赤字法人に対する課税の適正化にも資するものと考えられる。」
「外形基準については、これまでの検討経緯や、事業の人的・物的活動量を的確に表すこと等から、今後とも、加算法による所得型付加価値を検討の中心としながら、引き続き幅広く検討することが必要であると考え。」
「外形標準課税の問題は、業種別税負担や都道府県別税収の変動、消費税や地方消費税との関係など、……なお検討すべき課題が多い。今後、これらの課題について更に検討を深めることが適当である。」

平成9年 政府税制調査会答申（12月）
「地方の法人課税については、平成10年度において、事業税の外形標準課税の課題を中心に総合的な検討を進めることが必要です。」

平成10年 政府税制調査会に地方法人課税小委員会を設置（4月）
政府税制調査会答申（12月）
「引き続き、地方法人課税小委員会を中心に、法人事業税に外形標準課税を導入することについて、具体的な外形基準のあり方や税制度の簡素化の工夫、企業経営や雇用への影響などの諸課題を含めて、精力的に検討を進めることとします。」

平成11年 政府税制調査会地方法人課税小委員会報告（7月）
政府税制調査会答申（12月）

平成12年 政府税制調査会中期答申（7月）

政府税制調査会・中期答申（うち外形標準課税）のあらまし 「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」（H12.7.14）

外形標準課税の導入意義

地方分権を支える安定
的な地方税源の確保

応益課税としての税の
性格の明確化

税負担の公平性の確保

経済の活性化・経済
構造改革の促進

望ましい外形基準のあり方

政府税制調査会で検討した外形基準の4つの類型の特徴等

①事業活動価値

- ・「利潤」＋「給与総額」＋「支払利子」＋「賃借料」により算定
- ・法人の人的・物的活動量を客観的かつ公平に示し、各生産手段の選択に関して中立性が高いことから、理論的に最も優れていると考えられる
- ・なお、当面の経過的な措置等として、所得基準による課税と併用することが適当

②給与総額

- ・法人の人的活動量を示し、事業活動価値のおおむね7割を占め、事業の活動規模を相当程度反映
- ・実務上の簡便性に優れている
- ・事業活動価値における利潤のウェイトと同じように所得基準による課税と併用すれば、事業活動価値の簡便な方式とも観念できる

③物的基準と人的基準の組合せ

- ・物的基準（事業所家屋床面積、事業用資産の価額又は減価償却費）と人的基準（給与総額）の組合せ
- ・事業活動規模を相当程度総合的に表す仕組みとなると考えられる
- ・事業活動価値における利潤のウェイトと同じように所得基準による課税と併用すれば、事業活動価値の簡便な方式とも観念できる

④資本等の金額

- ・資本等の金額の区分ごとに定額で課税（事務所等の数や従業員数を加味）
- ・法人の事業活動規模を適切に反映させるという観点からは、所得基準による課税や他の外形基準による課税と組み合わせて用いることが適当

事業活動価値が理論的に最も優れているとの考え方に留意しつつ、さらに事業活動価値を含めた各外形基準案について、納税・課税事務負担の観点から検討を進めていくことが適当。

※ 各都道府県が税率設定について自由度を有する仕組みとすることが重要だが、課税標準は全国共通のものとすることが適当。

改革に伴う諸課題

外形標準課税の導入に際しての課題

- ①外形標準課税の導入に伴う税負担の変動
担税力に配慮する等の観点から、所得基準による課税を併用して、負担の変動幅を縮小することが適当
- ②納税事務負担
四つの外形基準については、財務諸表や法定資料等を活用した簡素な納税手続の仕組みを整えることが可能
- ③既存の地方税との関係
外形基準の採用の仕方によっては、既存の地方税との関係で所要の調整を行う必要が生じる場合も考えられるが、そのような場合、個人・法人を通じた地方税全体の税体系について十分留意することが必要

税負担等への配慮に関する課題

- ①中小法人の取扱い
中小法人については、課税の中立性・公平性の確保の観点や薄く広い税負担の実現という観点を踏まえつつ、一定の配慮を行うことが必要。
外形標準課税の導入意義や各配慮方策の本来の趣旨等を踏まえ、薄く広く税負担を求めるといった観点から検討することが適当
- ②ベンチャー企業の取扱い
ベンチャー企業については、中小法人の税負担に配慮する措置によって対応することが可能ではないかと考えられるが、更なる政策的配慮が必要かどうか、今後具体的に検討することが必要
- ③雇用への配慮
雇用への影響を極力少なくするよう十分留意し、具体的な課税の仕組みを検討することが必要
- ④経過的な措置
税負担の激変緩和を図る等の観点から、導入当初は所得基準の併用率を高く設定したうえで、段階的に併用率を引き下げる方法など、適切に経過的な措置を講じていくことも必要

導入の時期

- ・外形標準課税の導入は重要な意義を有する改革であり、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえれば、景気の状態等を踏まえつつ、早期に導入することが必要。

外形標準課税の意義

税負担の公平性の確保

外形標準課税の導入により、欠損法人を含め、地方公共団体の行政サービスからの受益を得ている法人が、その受益に応じ薄く広く税負担を分担することとなり、税負担をより公平に分担する税制の構築につながる。

応益課税としての税の性格の明確化

所得を課税標準とする現行の法人事業税は、事業活動の規模との関係が適切に反映されていないことから、外形標準課税の導入は、税の性格の明確化を図る観点からも、大きな意義を有する改革となる。

地方分権を支える安定的な地方税源の確保

外形標準課税の導入は、税収の安定性を向上させるとともに、地方税としての自主性を高めることとなり、地方分権を支える地方税体系を構築する上で重要な役割を果たす。

経済の活性化、経済構造改革の促進

外形標準課税の導入は、所得に係る税負担を相対的に緩和することとなり、より多くの利益をあげることを目指した事業活動を促し、企業経営の効率化や収益性の向上に資すると考えられ、経済の活性化、経済構造改革の促進に資することが期待できる。

利益法人及び欠損法人の状況

(平成10年度道府県税の課税状況等に関する調より)

	法人数	利益法人数	利益法人比率	欠損法人数	欠損法人比率
	社	社	%	社	%
全 法 人	2,450,418	824,113	33.6	1,626,305	66.4
資 本 金 1 億 円 以 下	2,421,271	809,046	33.4	1,612,225	66.6
資 本 金 1 億 円 超	29,147	15,067	51.7	14,080	48.3

(注) 法人数は、平成10年2月1日から平成11年1月31日までの間に事業年度が終了する活動中の普通法人
(清算法人及び収入金額課税の適用を受けるものを除く。)である。